

(別添 2)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	別紙 1 ※変更後のNO50 「⑦時期・頻度」欄	(新設)	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙 1 ※NO48～55	(別表第二の108から120に関する事項)	(3項繰り下げ)	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙 2 ※NO 3	健康対策課	健康政策課	事後	
令和3年9月1日	別紙 2 ※変更後のNO 4 「移転先」欄	(新設)	障害福祉課	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙 2 ※変更後のNO 4 「①法令上の根拠」欄	(新設)	番号法第 9 条第 1 項別表第一の11	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙 2 ※変更後のNO 4 「②提供先における用途」欄	(新設)	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正による

令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO4 「⑥移転方法」欄	(新設)	庁内連携システム	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO4 「③移転する情報」欄	(新設)	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO4 「④対象となる本人の数」欄	(新設)	10万人以上100万人未満	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO4 「⑤対象となる本人の範囲」欄	(新設)	住民基本台帳への記載者	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO4 「⑦時期・頻度」欄	(新設)	随時	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※NO4	(別表第一の12に関する事項)	(1項繰り下げ)	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO6 「移転先」欄	(新設)	障害福祉課	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO6 「①法令上の根拠」欄	(新設)	番号法第9条第1項別表第一の14	事後	番号法改正による

令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO6 「②提供先における用途」欄	(新設)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO6 「⑥移転方法」欄	(新設)	庁内連携システム	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO6 「③移転する情報」欄	(新設)	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO6 「④対象となる本人の数」欄	(新設)	10万人以上100万人未満	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO6 「⑤対象となる本人の範囲」欄	(新設)	住民基本台帳への記載者	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO6 「⑦時期・頻度」欄	(新設)	随時	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※NO5	福祉総務課	生活支援課	事後	
令和3年9月1日	別紙2 ※NO5～9	(別表第一の15から30に関する事項)	(2項繰り下げ)	事後	番号法改正による

令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO12 「移転先」 欄	(新設)	国保年金課	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO12 「①法令上の根拠」 欄	(新設)	番号法第9条第1項別表第一の31	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO12 「②提供先における用途」 欄	(新設)	国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO12 「⑥移転方法」 欄	(新設)	同一統合パッケージシステム	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO12 「③移転する情報」 欄	(新設)	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO12 「④対象となる本人の数」 欄	(新設)	10万人以上100万人未満	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO12 「⑤対象となる本人の範囲」 欄	(新設)	住民基本台帳への記載者	事後	番号法改正による

令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO12 「⑦時期・頻度」欄	(新設)	随時	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※NO10	NO10	NO13	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※NO10 「②移転先における用途」欄	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※NO11	NO11	NO14	事後	番号法改正による

令和3年9月1日	別紙2※NO11「②移転先における用途」欄	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2※NO12~13	(別表第一の37から39に関する事項)	(3項繰り下げ)	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2※NO14	高齢者介護支援課	高齢者支援課	事後	
令和3年9月1日	別紙2※NO14~18	(別表第一の41から47に関する事項)	(3項繰り下げ)	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2※NO19	健康対策課	健康政策課	事後	
令和3年9月1日	別紙2※NO19~23	(別表第一の49から68に関する事項)	(3項繰り下げ)	事後	番号法改正による

令和3年9月1日	別紙2 ※NO24	健康対策課	健康政策課	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※NO24～25	(別表第一の76から84に関する事項)	(3項繰り下げ)	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO29「移転先」欄	(新設)	健康政策課	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO29「①法令上の根拠」欄	(新設)	番号法第9条第1項別表第一の93の2	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO29「②提供先における用途」欄	(新設)	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO29「⑥移転方法」欄	(新設)	庁内連携システム	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO29「③移転する情報」欄	(新設)	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO29「④対象となる本人の数」欄	(新設)	10万人以上100万人未満	事後	番号法改正による

令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO29 「⑤対象となる本人の範囲」欄	(新設)	住民基本台帳への記載者	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO29 「⑦時期・頻度」欄	(新設)	随時	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※NO26	(別表第一の94に関する事項)	(4項繰り下げ)	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO31 「移転先」欄	(新設)	こども家庭課	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO31 「①法令上の根拠」欄	(新設)	番号法第9条第1項別表第一の100	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO31 「②提供先における用途」欄	(新設)	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO31 「⑥移転方法」欄	(新設)	庁内連携システム	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2 ※変更後のNO31 「③移転する情報」欄	(新設)	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正による

令和3年9月1日	別紙2※変更後のNO31「④対象となる本人の数」欄	(新設)	10万人以上100万人未満	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2※変更後のNO31「⑤対象となる本人の範囲」欄	(新設)	住民基本台帳への記載者	事後	番号法改正による
令和3年9月1日	別紙2※変更後のNO31「⑦時期・頻度」欄	(新設)	随時	事後	番号法改正による